

【予算議案】議第 114 号平成 25 年度中津市一般会計補正予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
P. 19	15 八千代保育園施設費	13 委託料	八千代保育園運営事業
質 問	①指定管理委託料の増額の内容と理由		
答 弁	<p>■増額の内容としましては、保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乘せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」として交付するものです。</p> <p>使用目的は、職員の賃金改善に要する費用に限定しています。</p> <p>八千代保育園は、指定管理のため補助対象外ですが、実質的に民間の経営ですので、雇用されている保育士の処遇改善のため、中津市独自で上乘せすることとしたことによる委託料の増額です。</p> <p>■理由としましては、保育の担い手である保育士等の確保が全国的に課題となっている中、人材確保対策を推進する一環として、安心こども基金を活用した事業として本年度の事業実施が決定したためです。私立認可保育所分については、児童措置費の「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」として本議会に上程しています。</p>		
P. 25	3 農業振興費	15 工事請負費	地域振興施設整備事業
質 問	①レストラン整備工事の内容、公園等整備工事の内容、増額となった理由、完成の時期		
答 弁	<p>■レストラン整備工事の内容は、レストランを、物産館の南側、中央広場の奥に設置する予定です。現在、設計をしておりますが、床面積が約 390 m²程度で、外観は、物産館やトイレ情報休憩施設と調和した「町屋風」の建物とする予定です。また、施設内から八面山が眺望できる施設にしたいと考えております。</p> <p>■公園等整備工事の内容は、遺跡公園・防災公園の整備工事、レストランの設置に伴う電気設備工事、デッキ歩行者用通路工事、外構工事でございます。</p> <p>遺跡公園は、「道の駅」の中央部に出土した法垣遺跡の遺構を復元し、全体を芝生広場として整備する予定です。また、大型のすべり台を設置するなど、家族で楽しめる公園を目指します。</p> <p>防災公園は、災害時の防災拠点となるよう芝生広場として整備する予定です。</p> <p>デッキ歩行者用通路工事は、中央広場やレストラン前面デッキテラスを設置する予定です。</p> <p>外構工事は、「道の駅」敷地における、トイレ情報休憩施設より南側の 2 期工事分の駐車場ほか外構工事です。</p> <p>■増額となった理由として、当初はレストランの配置計画や規模・内容等が確定していませんでしたが、2 期工事分である遺跡・防災公園の内容、及び外構の詳細</p>		

	<p>細が決定したための予算措置です。そのほか、レストラン建設及び設置に係る電気設備の増設、レストラン設置周辺の食の広場(デッキテラス)の整備が主な増額理由です。</p> <p>■完成の時期は、JAおおいたによる物産館、トイレ、情報休憩施設は平成26年度当初のオープンを目指していますが、レストランにつきましては同時オープンできないと考えております。なるべく早期の完成を目指しますが、物産館等のオープンより2、3ヶ月遅れる見込みでございます。</p>		
質 問	②レイアウトと食堂の形式、店舗数、どんな料理を提供するのか		
答 弁	<p>■レストランのレイアウトは、店舗の前面にテーブルを十数基、座席を50席程度配置し、お客様が自由に座れるようにしたいと考えております。また、施設前面にはデッキテラスを設置する予定で、そこにもテーブルとイスを配置し、利用者が自由に使用できるような開放された食の広場を目指します。</p> <p>食堂の形式は、施設内にフードコート形式のレストランとする予定です。フードコート形式にすることにより、レストラン利用者に選択の幅が広がり、中津にゆかりのある食べ物が数多く提供できると考えております。</p> <p>■レストランの店舗数につきましては、4～5店舗を予定しています。</p> <p>■レストランでは、中津にゆかりのある食べ物を提供したいと考えております。例えば、からあげやソバ等中津の特産品となるものです。また、中津地場産の農産物、海産物など、地元の食材を使用したものを提供する予定です。</p>		
質 問	③直売所との連携・野菜等のリユースの考え方は		
答 弁	<p>■レストランは、「道の駅」に指定管理者制度を導入する予定がありますので、入居する店舗の選定において、市と指定管理者が十分協議を行い、事業計画等を策定する考えでございます。</p> <p>その際に、「直売所との連携」「野菜等のリユース」なども含めて、様々な運営方法を指定管理者と共に探っていきたいと考えております。</p>		
P. 39	6 都市再生整備 計画事業費	15 工事請負費 22 補償補填及び補償費	道路整備事業 (都市再生整備計画事業)
質 問	①道路改良工事の内容、路線名、工事箇所 ①建物等補償費の内容、路線名、工事箇所、補償件数		
答 弁	<p>■道路改良工事の補正の対象は丸山町公園地線、三ノ丁線、丸山町大江神社西通り線、姫路町京町線、新堀町通り線、新魚町線、豊後町姫路町線、山ノ神森ノ丁線の8路線です。</p> <p>■主な工事内容ですが、新規追加は姫路町京町線で市民プール東側市道内の老朽化した暗渠、延長約170m間をボックスカルバートで改修するよう計画しています。</p> <p>■次に丸山町公園地線、三ノ丁線の南部小学校付近につきましては事業費の見直</p>		

	<p>しによる追加、その他山ノ神森ノ丁線外4路線につきましては事業内容の見直しによる変更、削除、また、道路照明を丸山町公園地線外4路線で20基設置する予定でございます。</p> <p>■建物等補償費につきましては、中殿大塚線の大塚附近に建物補償1件と、丸山町大江神社西通り線大江神社北側附近の建物補償1件の変更、合計2件を計上しています。</p>
質 問	②舗装の種類、バリアフリー化、電柱のカラーポール化、景観に配慮した街路灯・道路交通標識、植栽の配置は、
答 弁	<p>■舗装の種類については、今回、車道の舗装整備を実施します路線の内、高質舗装（脱色アスファルト舗装）を計画しています路線は丸山町公園地線、三ノ丁線です。姫路町京町線、丸山町大江神社西通り線につきましては、通常のアスファルト舗装で計画しています。</p> <p>■バリアフリー化については、歩道設置を計画しています丸山町公園地線、三ノ丁線、丸山町大江神社西通り線、中殿大塚線はバリアフリー化を図る計画としています。</p> <p>■電柱のカラーポール化については、道路の高質化を図ります丸山町公園地線、三ノ丁線、新堀町通り線、新魚町線、豊後町姫路町線の5路線の電柱をカラーポール化するよう計画しています。</p> <p>■景観に配慮した街路灯・道路交通標識については、今回、丸山町公園地線外4路線に設置します20基の道路照明につきましては、城下町風で中津城、飛脚、古銭、鐘をモチーフにしたレリーフ付きの照明灯を計画しています。</p> <p>■道路交通標識につきましては高質化を図る6路線につきましては、カラーポールに取り換えるよう計画しています。</p> <p>■植栽の配置については、今回、街路樹を植栽できるように計画している路線は中殿大塚線でございます。その他路線につきましては道路幅員から利便性を考慮し街路樹の配置は計画しておりません。</p>

【予算議案以外】

議案番号	件 名
126号	中津市特定用途制限地域建築条例の制定について
質 問	①特定用途制限地域の指定の考え方、指定による効果、指定地域の範囲は。
答 弁	<p>■特定用途制限地域の指定の考え方として、三光地区は平成22年に、無秩序な宅地開発の抑制を図るため準都市計画区域に指定されましたが、用途地域などが指定されていないため、現在、ほぼ全ての用途の建物が建築可能となっています。そのため、一般的に住環境や景観に好ましくない建築物であるラブホテルやパチンコ店などを、住宅地内に建築することも可能であり、良好な住環境を保全するには十分であるとは言えない状況にあります。</p>

	<p>今後、三光地区は東九州自動車道や中津日田道路の整備が進み、インターチェンジ付近や沿線にラブホテルなどの風俗営業法関連施設を建築する傾向が強まる恐れがあることから、住環境や田園風景などの景観の保全を目的としています。</p> <p>■指定による効果として、指定により風俗営業法関連施設の建築が制限され、良好な住環境や景観の保全、更には、治安や青少年の健全育成などの面においても効果があると考えています。</p> <p>■指定地域の範囲として、今回の指定は、高速道路沿線に規制対象となる建築物が建築される恐れが高いことから、東九州自動車道及び中津日田地域高規格道路の整備が進む三光地区の準都市計画区域としました。</p>
質 問	②用途地域が指定されていない植野等の無指定地域を指定しない理由、第4条第2項但し書きでの移転の範囲は、第4条第1項第2号の料理店とは。
答 弁	<p>■用途地域が指定されていない植野等の無指定地域を指定しない理由として、特定用途制限地域は都市計画区域と準都市計画区域のうち、用途無指定地域のみ指定できますが、中津市では用途無指定地域のほとんどが農業振興地域になっています。</p> <p>現在、農業振興地域の見直しが行われており、見直し後に都市計画課として都市計画区域内の用途無指定地域の見直しを検討していますので、旧中津市域につきましては、無指定地域全体の見直しが行われ、区域が確定したのちに、指定することを考えております。</p> <p>■第4条第2項ただし書きで移転の範囲につきましては、建築基準法では、移転とは、同一敷地内において、今ある建築物の位置を解体することなく変更することをいいます。いわゆる「ひき家」がこれにあたります。</p> <p>したがって、隣の敷地に移転する場合は、移転とはいわず、新築となります。</p> <p>■第4条第1項第2号の「料理店」とは、建築基準法上の解釈では、原則として飲食物を提供するとともに、客を接待するための女性従業員を有し、客に遊興させるものを「料理店」といいます。</p>
質 問	③飲食店と料理店の区分は、カフェー、ネットカフェ・漫画カフェというカフェはどちらに該当するのか
答 弁	<p>■飲食店と料理店の区分ですが、建築基準法上の解釈としましては、飲食が主か遊興（ゆうきょう）が主かによって区分されます。飲食が主となれば「飲食店」となり、遊興（ゆうきょう）が主となれば「料理店」となります。</p> <p>■カフェーについては、現在でいえばホステスに当たる女性がいる酒場で、現在のバーやキャバレーに似ているものと解され、遊興が主であるため建築基準法の「料理店」に該当します。</p> <p>カフェーについては、一般的にコーヒーなどを飲ませる店等に使われていますが、建築基準法の建物用途にはありません。</p>

127号	中津市子ども・子育て会議設置条例の制定について
質問	①条例第3条第2項第1号の子どもの保護者の子どもの範囲は、第2号の事業に従事する者とは、具体的には、保育園の経営者、保育士、放課後児童クラブの運営委員会の委員、指導員を含むのか。
答弁	<p>■おおむね小学校に通う児童の保護者までを想定しています。</p> <p>■第2号の事業に従事する者とは、幼稚園及び保育士を含む幼稚園保育所関係者及び放課後児童クラブ関係者を考えています。</p>
133号	中津市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
質問	①新博多町駐車場を設置した当初の目的、条例第7条第1項第3号の減免規定の市長が定める自動車とは。
答弁	<p>■新博多町駐車場を設置した当初の目的は、中心市街地の再活性化、特に新博多町商店街や周辺商店地ににぎわいを呼び戻すことと、市民の利便性の向上を図ること目的に設置しました。</p> <p>■第7条第1項第3号の減免規定の市長が定める自動車とは、市の所有する公用車のほか、市が主催又は共催するイベント等に関係する車両で、事前に主催者又は共催者からの申請があったものが対象となるものと考えております。</p>
質問	②別表の定期駐車料金の積算根拠、時間当たりの積算根拠は、20分間無料の理由。
答弁	<p>■別表の定期駐車料金の積算根拠は、周辺駐車場の月極駐車料金と同等を基本にしておりますが、新博多町の隣に設置している、日の出町3丁目目のJR高架下駐車場と同額としています。</p> <p>■時間当たりの積算根拠は、基本的には市営駅北口駐車場との整合や公平性を考慮しております。また、自動化した場合、単位時間当たりワンコインとすることで、利用者の利便性につながるため、1時間当たり100円としております。</p> <p>■20分間無料の理由は、無料時間を設定することで、商店街や駐車場周辺への簡易な用を済ませたい利用者に配慮したためです。また、当該駐車場と同様に、近隣に商店街のある市営駅北口駐車場との整合や公平性を考慮しました。</p>
質問	③買い物支援として無料時間の延長は考えなかったのか。
答弁	<p>■本年2月に地元より提出されました、新博多町駐車場有料化についての要望書には、無料時間は1時間を希望されておりました。しかしながら、同じく近隣の商店街が利用している、駅北口駐車場の無料時間20分との整合性や公平性を考慮した結果、無料時間は20分と致しました。</p>
134号	中津市養護老人ホーム条例の一部改正について

質 問	①豊寿園移譲先事業者選定委員会の議論経過と結論、選定に到らなかった理由、
答 弁	<p>■豊寿園移譲先事業者選定委員会の議論経過と結論として、豊寿園移譲先事業者選定委員会は3回にわたって募集要項の内容、応募事業者の書類審査及び面接、各委員の採点に基づく評価を行いました。</p> <p>応募事業者が1事業者のみであったため、今後、社会福祉法人の設立認可を受けて社会福祉法人として事業実施が確保できるだけの能力を有しているかを中心に審議した結果、「該当事業者なし」という結論に至り、市長に対して答申がなされました。</p> <p>■選定に至らなかった理由として、豊寿園移譲先事業者選定委員会の議論の結果、「該当事業者なし」という結論に至り、市長に対して答申があり、それを踏まえて「該当事業者なし」という選定結果になりました。</p>
質 問	②指定管理の時期、手続き、建替えの有無
答 弁	<p>■指定管理の時期は、平成26年10月を目途としています。今後、指定管理者選定検討委員会等の手続きを経て、公募により指定管理者を募集し、指定管理候補者選定委員会で候補者を決定の上、「公の施設の指定管理者の指定について」の議案を提案する予定です。</p> <p>■施設の建て替えは、市で実施する計画です。</p>